国の教育ローンのご案内

国の教育ローン コールセンター ☎0570-008656

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、 各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお 子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制 度です。

□融資額

学生・生徒1人あたり300万円以内

年2.65%(平成21年11月10日現在)

□ご返済期間

15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方につ いては18年以内)

□お使いみち

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンショ ンの敷金・家賃など

□ご返済方法

毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

関教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証 も可能)

詳しくは、「国の教育ローン|コールセンター(☎ 0570-008656(ナビダイヤル) (☎03-5321-8656)まで

話し合いでトラブル解決 利用しやすい民事調停

岐阜地方事務所事務局総務課 ☎058-262-5122

民事調停手続は、調停委員会が当事者双方の言い 分を聴き、歩み寄りを促し、当事者の合意によって 紛争の解決を図る手続です。法律的な評価をもとに しながらも法律のみにとらわれず、紛争の実情に応 じた柔軟な解決を図ることができる点が特徴です。

民事調停手続は、訴訟ほどには手続が厳格ではな いため、だれでも簡単に利用できる上、当事者は調 停委員会の進行に従って比較的自由な形で言い分を 述べることができる等の利点があります。

民事調停では、金銭の貸し借り、売買代金の支払い、 建物の明渡し、交通事故の損害賠償、近隣トラブル など、民事に関する紛争を扱っています(離婚、遺産 分割といった家庭内に関する紛争については、家庭 裁判所の家事調停をご利用ください)。

また、裁判所の窓口には、貸金請求等いくつか の種類の定型の調停申立書が備え付けられているほ か、裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/) からも一部の定型申立書をダウンロードすることが できます。どうぞご利用ください。

裁判員制度Q&A



見聞きした事実について、 話してもよいのですか?









法廷で見聞きしたことは、話してもかまいません。

公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても大丈夫です。 逆に、漏らしてはいけない秘密には、評議の秘密と、評議以外の裁判員とし ての職務を行うに際して知った秘密とがあります。

評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかという こと、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見 を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含ま れていると考えられています。

また、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密には、例 えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、 裁判員の名前などが該当します。